

砂川市規則第1号
令和4年2月14日

砂川市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

砂川市長 善岡雅文

(別 紙)

砂川市個人情報保護条例施行規則の一部を改正する規則

砂川市個人情報保護条例施行規則（平成14年規則第4号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第8号中「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行規則（平成29年総務省令第19号）第4条各号」を「個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）第4条各号」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。